

農地転用申請に必要な書類（農地法4条・5条申請）

①必ず必要な書類

	書類の種類	備考	部数
1	農地転用許可申請書	①押印は不要	2部
2	申請地の登記事項証明書	①添付を省略できます。ただし、登記上の住所と現住所が異なる場合は、住所の変遷の分かる戸籍附票または住民票（写し可）が必要です。	原本1部 写し1部
3	位置図	①縮尺1／10000～1／50000 ②方位の記載があるもの	2部
4	付近状況図	①縮尺1／500～1／2000 ②方位の記載があるもの	2部
5	現況写真	①複数方向から撮影し、周囲の状況が分かるもの ②申請地を赤で囲み、撮影方向を記載	2部
6	公図（字図・地籍図） ※コピーに作図してください	①法務局で3カ月以内に発行の原本 ②申請地を色塗り ③併用地がある場合は全体を赤で囲む ④隣接地の登記地目・所有者を記載する ⑤道路、水路を赤色・青色で色塗りする ⑥方位を示す	原本1部 写し1部
7	被害防除計画書	①押印は不要	2部
8	土地利用計画図（配置図）	①方位を示す ②予定建物等の位置、面積を正確に表示する ③雨水、生活雑排水等の排水経路を表示する ④併用地を含む場合は全体を表示する	2部
9	建物等の平面図・立面図	①縮尺1／100程度	2部
10	資力・信用を証する書面	①事業費が個人800万円未満、法人1,300万円未満の場合は預貯金通帳の写し ②ネット銀行等において、画面コピーやデータから印刷したものは、口座開設者の自署による原本証明（要押印）を要する ③①を超える場合は残高証明書（原本） ④金融機関等からの借入の場合は融資証明書等（原本） ⑤申請者または居住若しくは生計を一にする親族のものに限る ⑥⑤の場合は住民票（写し可）を添付	2部 ※③④の場合は 原本1部 写し1部
11	その他	①環境保全条例に基づく協議を要する場合 → 裏面9へ ②埋蔵文化財発掘の届出を要する場合 → 裏面10へ ③道路、法定外公共物（赤線・青線）の占用や工事施工承認の手続き状況 ※③の場合は行政協力員や隣接地の同意が得られるか ④盛土規制法の手続きを要する切土盛土の場合 → 裏面17へ	

②申請内容により必要な書類

	書類の種類	備考	部数
1	委任状	①行政書士による代理申請の場合（要押印）	原本 1 部 写し 1 部
2	代替地検討資料	①第 3 種農地や法令で不要な場合を除く ②代替地の検討が困難な場合は、その理由を記載した資料	2 部
3	事業計画書（一般事業用）	①個人、法人の事業目的の転用の場合に添付	2 部
4	再生可能エネルギー発電用施設（太陽光パネル）事業計画書	①再生可能エネルギー発電用施設の場合 ②電力会社との接続契約締結等の状況等を「その他の参考となる事項に」記載する ③再生可能エネルギー発電事業計画の認定通知（写）または電子申請マイページ等を添付	2 部
5	駐車場の利用計画書	①申請面積が50㎡以上の場合 ②非農地を併用する場合は全体の計画とする	2 部
6	資材置場等の事業計画書	①申請面積が50㎡以上の場合 ②非農地を併用する場合は全体の計画とする	2 部
7	植林転用計画書	①申請面積が50㎡以上の場合	2 部
8	法人の登記事項証明書（原本）、定款の写し、寄付行為の写しのいずれか	①申請者が法人の場合（5条申請は譲受人・借人の場合） ②定款の写し又は寄付行為の写しの場合は原本証明（要押印）	原本 1 部 写し 1 部
9	環境保全条例に基づく協議	①受付印のある土地開発協議書の写し又は協議結果通知書の写し	2 部
10	埋蔵文化財発掘の届出	①受付印のある届出書の写し等	2 部
11	宅地建物取引業免許証（写）	①転用目的が宅地分譲、建売住宅の場合	2 部
12	建築条件付売買予定地に係る土地売買契約書（案）	①転用目的が建築条件付売買予定地の場合 ※一定期間内の建築請負契約締結、建築請負契約の未締結の場合の売買契約の解除が記載されたもの	2 部
13	確約書	①転用目的が建築条件付売買予定地の場合	2 部
14	断面図	①土捨目的の一時転用の場合 ②宅地造成の場合で特に必要と認められる場合	2 部
15	面積超過の理由書	①住宅建築を目的とし、法面・進入路等を除いた有効面積が一般住宅で500㎡、農家住宅で1000㎡を超える場合。	2 部
16	農地復元計画書	①転用目的が一時転用の場合	2 部
17	盛土規制法による届出又は許可申請	①届出書（写）又は許可申請（写） ※いずれも受付印の押印があるもの	2部

上記以外の書類の提出を求める場合がありますので事前に確認してください。